

ハラールフード

公益社団法人 日本技術士会 会員
 同登録グループ 食品技術士センター 理事
 同登録グループ 食品産業関連技術懇話会 会員
 NPO 法人 日本ハラール協会 理事・監査員（食品技術）
 株式会社 フードテクニカル・ラボ 代表取締役
 技術士（農業部門）

伊藤 健



1. イスラーム教における食の考え方

一般人は自分の体は自分のものであると考えているのが普通である。しかし、イスラーム教では、自分の体であってもアッラー（神）が人体を作り、貸与しているものとして考える。従って、自分の体であっても粗末扱うことは許されず、自殺は論外である。食は、アッラーが許した食品素材で、かつ安全であることが求められる。

2. 食の上でのハラール(合法)、ハラーム(不法)、シュブハ(疑義)の区分

ハラールとは食に限らず、生活全般に及び、労働、男女関係、服装、食規定にまで関係する。労働は、汗水垂らして働いて得るものが基本で、不労所得である金利、賭け事は行為として許されない。従って、イスラーム金融では、利息の概念がなく、商品売買の形態をとり利益として受け取る。食規程では、人体に危害を及ぼすものは、食品として不適で、人体に良い影響を与えるのみを取ることが義務である。転換理論があり、フグは毒があるうちは、ハラーム（不法）であり、毒を除去して良好な蛋白源に転換すればハラール（合法）になる。

3. 使用できない基原原料と根拠

使用できない基原原料は、表1のように5項目ある。

表1

基原原料名	根拠
犬	狂犬病
豚	人畜共通伝染病
酒	酩酊
家畜家禽：ハラール屠畜でない	疾病
人体	疾病

①犬由来 ②豚由来 ③酒由来 ④ハラール屠畜でない家畜家禽 ⑤人体由来 である。1400年前に発足した当初から理屈がある訳ではなく、アッラーが命令したことに忠実に実行することを求められただけである。但し、近世になって、科学的知見が揃ってきた段階で内容を見ると、極めて論理的であることが理解されるようになってきた。

犬は、狂犬病による危害があり、今でも清浄国は6カ国しかなく、ほぼ不治の疾病範囲である。豚は、極めて人の組織と似通っていることから、人畜共通伝染病で犬同様の重大危害を及ぼす。酒は、脳に直接影響を与え酩酊を呈し、意識混濁、性格が大きく変化し、人の意識に悪

い影響を与える。イスラーム教徒が食肉を得るには、先ず、肉を得る目的を明確に持ち、動物が健康であることを確認し、アッラーの創造物である動物を屠殺する許しを請うための祈りを捧げ、左右頸動脈、気管、食道を一気に切除する。一連の流れは、罹患畜でないこと、健康であることを生体確認し、動物を苦しめることなく、左右頸動脈の切除だけでなく気管を切除することで動物の意識を一気に喪失させる方法を取ることを要求される。現在では、家畜福祉（アニマルウェルフェア）の言葉で表現するが、1400年前、既にその思想が完成していることに驚きを感じざるを得ない。このような一連の屠殺法をハラール屠畜と言っているが、法規でいえば屠畜場法、家畜伝染病予防法に該当する内容が含まれている。最後の人体由来は、現代でも通じるものがあり、何れの宗教でも忌避する血液がある。血液には、肝炎ウイルスなど当時であれば多くの疾病原因物質が含まれていたと推測するが、健康危害に直結するものが多くあった。今でも臓器移植、輸血には、提供する側の疾病有無確認が必須であり、当時の概念に人体こそが危害要因になることを教示している。

4. 使用できる基原原料と根拠

使用できる原料素材は、表2のように6項目ある。

表2

基原原料名	根拠
植物（麻薬、鎮痛以外）	無害
家畜家禽：ハラール屠畜	無害
化学合成物質（有毒性除外）	無害
鉱物・海水（有毒性除外）	無害
微生物（有毒性除外）	無害
魚（有毒性除外）	無害

①植物由来 ②ハラール屠畜した家畜家禽 ③化学合成物質 ④鉱物・海水由来 ⑤微生物由来 ⑥魚由来である。①植物由来は、麻薬性、鎮痛作用成分以外であれば良い。②イスラーム教徒が屠殺している家畜家禽は先に詳述した内容であれば良い。⑥魚は動物門に入るが、動物の屠殺のような規程はない。

現代の種類区分では、イルカ、クジラはれっきとした動物であるが、イスラーム教では、魚扱いで、前述したハラール屠畜の概念がない。③化学合成物質は、石油化学系製品の純粋物質であれば問題ないが、ポリエチレンには、添加剤として脂肪酸アミドの添加がある。脂肪酸の基原原料には、動物由来、植物由来の両方があり、植物由来であれば問題ないが、動物由来であれば使用不可になる。化学合成物質も純粋に石油化学由来であれば問題ないが、添加剤に動物、植物の基原原料の両方が存在するために十分に注意する必要がある。④鉱物・海水由来は、例として石灰岩由来の炭酸カルシウム、海水由来の塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化マグネシウムがある。これらの物質は、単体で使用することもあるが、カルシウム、カリウム、マグネシウムの元素として取り出し、化学反応でカルシウム塩、カリウム塩、マグネシウム塩を生産する。⑤微生物由来は、微生物自体よりも栄養源である培地に注意し、ハラール品として使用する極めて重要な原料である。培地に動物由来成分が確認された場合、豚、及び動物由来は使用不可の判定になる。日本において微生物由来の原料は非常に多くの用途がある。

5. 中東地域における要注意原料（16種類）と根拠

中東のGSO基準には、注意を払うべき原料リスト表3のように16種類が上げられている。枠内は基原原料の可能性あるものを記載した。○：使用可 △：条件付き使用可 ×：使用不可

表3 【中東地域】

	動物	植物	海水 鉍物	乳	卵	微生物	魚	合成
乳糖	×			○				
タンパク質	△	○			○		○	
ゼラチン	△						○	
繊維質	×	○						
脂質	×	○						
グリセリン	×	○						
カルシウム	×		○					
リン酸	×		○					
カリウム	×		○					
マグネシウム	×		○					
ナトリウム	×		○					
鉄分	×		○					
ビタミン類	×					○		○
ペプシン	×					○		
レンネット	×					○		
食品添加物	×	○	○	○	○	○	○	○

①乳糖

乳は牛由来で生体採取により屠殺無関係で、使用可能である。尚、動物肝臓由来は使用不可である。

②タンパク質

動物はハラール屠畜証明必須で、卵、植物、魚由来は使用可能である。

③ゼラチン

動物は前述同様、インド産の牛ゼラチンはハラール認証品、魚由来は使用可能である。

④繊維類

植物由来のみ使用可能である。

⑤脂質

加工油脂の場合は、植物由来のみ使用である。

⑥グリセリン

植物由来のみ使用可能である。

⑦カルシウム ⑧リン酸 ⑨カリウム ⑩マグネシウム ⑪ナトリウム

海水・鉍物由来は使用可能である。

⑫鉄分

鉍物由来は使用可能である。

⑬ビタミン類

微生物由来は使用可能であるが、培地に動物由来物質の不使用が条件になる。

⑭ペプシン ⑮レンネット（キモシン）

微生物由来は使用可能であるが、培地に動物由来物質の不使用が条件になる。

⑯食品添加物

合成物質は動物由来物質の存在なければ使用可能である。

6. 要注意原料の地域差

マレーシア、インドネシアの基準にも、自国において要注意原料リストが存在する。この要注意原料リスト表4で日本における基原原料と比較すると、意外な状況が見えてくる。マグネシウム、リン、カリウム、カルシウムなどの元

素の基原原料が日本では、全て海水、鉱物などの天然物由来であり、十分にハラール性を担保している。しかし、マレーシア、インドネシア

においては、動物を基原原料としており、ハラール素材として使用が難しくなる。

表4

	Mg マグネシウム	P リン	K カリウム	Ca カルシウム
日本	海水	鉱物	海水	鉱物
東南アジア	動物	動物	動物	動物

次に油脂、砂糖、食肉で、同じように要注意原材料リスト表5で基原原料を比較すると逆の様相になり、国外で十分にハラール性担保でき

る代わりに、日本ではハラール性を担保できない状況になってくる。

表5

	油脂	砂糖	食肉
日本	動物（牛・豚）	動物（骨炭）	無認証
東南アジア	植物	植物（木炭）	認証

このように地域によって、原材料のハラール性担保状況のリスクが異なることを念頭において、書類を確認していく必要がある。